改正後

（理事会の議事録）

第十四条　［略］

2　［略］

3　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　理事会が開催された日時及び場所（当該理事会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない理事、監事又は組合員が当該理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該理事会の場所を定めなかった場合に限る。）

二～七　［略］

4　［略］

第四十二条　［略］

2　［略］

3　事業報告書に表示すべき事項（次の各号に掲げるものを除く。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出する時から通常総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により組合員が提供を受けることができる状態に置く措置（第四条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により組合員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一　第三十五条第一号から第六号までに掲げる事項

二　事業報告書に表示すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

4～6　［略］

7　第三項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により組合員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

改正前

（理事会の議事録）

第十四条　［略］

2　［略］

3　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は組合員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二～七　［略］

4　［略］

第四十二条　［略］

2　［略］

3　事業報告書に表示すべき事項（次の各号に掲げるものを除く。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出する時から通常総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により組合員が提供を受けることができる状態に置く措置（第四条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により組合員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一　第三十五条第一号から第六号までに掲げる事項

二　事業報告書に表示すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

4～6　［略］

［新設］

改正後

（総会の議事録）

第五十一条　［略］

2　［略］

3　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　総会が開催された日時及び場所（当該総会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない理事、監事又は組合員が当該総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該総会の場所を定めなかった場合に限る。）

二～六　［略］

（試験研究の実施計画書）

第九十四条　第五条第二号、第六条第二項、第七十四条第二号、第七十九条第二号及び第八十四条第二号の試験研究の実施計画書は、試験研究の課題ごとに作成しなければならない。

2　前項の試験研究の実施計画書には、次の事項を記載しなければならない。

一～三　［略］

四　試験研究のために使用される設備の概要その他試験研究の具体的内容

五　［略］

六　［削る］

［略］

改正前

（総会の議事録）

第五十一条　［略］

2　［略］

3　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事若しくは監事又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二～六　［略］

（試験研究の実施計画書）

第九十四条　第五条第二号、第六条第二項、第七十四条第二号、第七十九条第二号及び第八十四条第二号の試験研究の実施計画書は、試験研究の課題ごとに作成しなければならない。

2　前項の試験研究の実施計画書には、次の事項を記載しなければならない。

一～三　［略］

四　試験研究のために使用される設備の概要、事業年度別実施計画その他試験研究の具体的内容

五　［略］

六　主要な試験研究者の氏名及び略歴

七　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第二号

中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第五条の二十三第三項において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。以下「協同組合法」という。）第三十六条の七第一項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）及び法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十三条の四第一項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月十四日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉